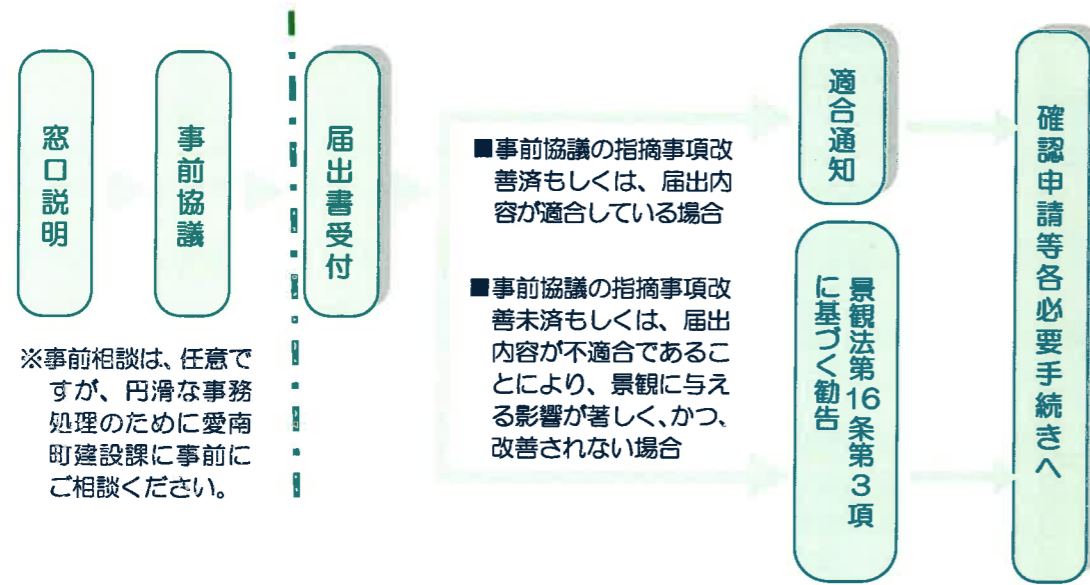


8. 届出対象行為手続きフロー



9. 景観重要建造物の指定の方針

- 住民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり、周辺の景観を先導または継承し特徴づけている建造物
- 地域の自然、歴史、文化、生活などに関する特性が形として現れた地域固有の建造物
- 伝統的様式や技法で構成され、愛南町の歴史的・文化的に価値が高いと認められる建造物
- 維持管理を行う個人または団体がある建造物
- ただし、国、県の指定文化財は除く

10. 景観重要樹木の指定の方針

- 住民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観を形成に寄与する樹木
- 地域の自然、歴史文化などから見て、歴史的・文化的に価値が高いと認められる樹木
- 地域景観の形成に取り組む上で重要な位置にある樹木
- 維持管理を行う個人または団体がある樹木
- ただし、国、県の指定文化財は除く

11. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為

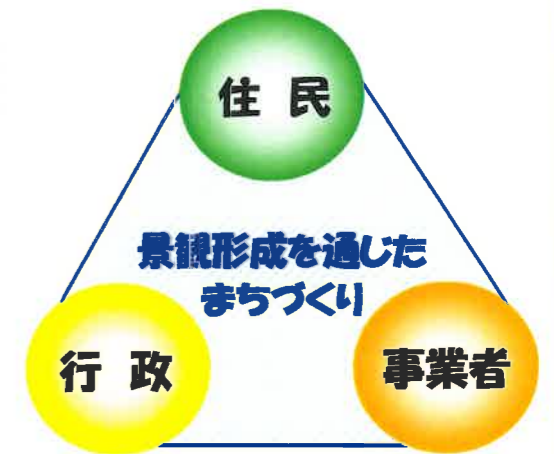
- 愛媛県屋外広告物条例の許可基準によるとともに、周辺景観や建築物と調和した意匠等に努めるものとします。
- 建築物の意匠と一体的に考えるなど、全体としてまとまりのあるよう工夫するものとします。

愛南町 景観計画

1. 景観計画とは

景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域における良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

良好な景観を形成するためには、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から身近な地域やまち全体の景観のあり方について考え、協働で取り組んでいくことが重要となります。



2. 愛南町の景観特性

愛南町らしい景観として、自然景観や人文景観が豊富にあります。

自然景観

海岸線が複雑に入り組んだリアス式海岸は、愛南町を特色づける自然景観をたくさん創り出しています。



愛南町の海は、透明で水温も高く、熱帯魚やサンゴが多く生息しており、美しい海中景観を形成しています。



人文景観

入江に面した急斜面に軒に達するほどの石垣を整然と積み上げ、台風や冬の季節風から家や暮らしを守っています。



僧都川の上流、愛南町の北東に位置する山間地域では、豊富な水資源を利用して緩やかな曲線を描く石垣で棚田景観が形成されています。



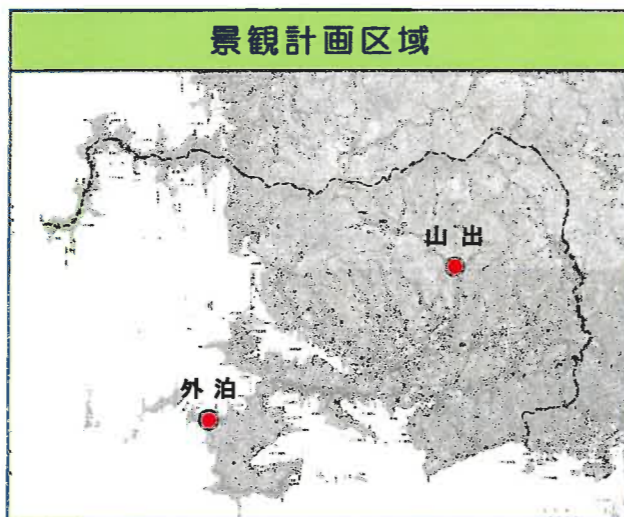
3. 景観形成の基本理念

住民が守り育てる自然と向き合う暮らしの景観づくり

4. 景観計画区域と区域設定方針

景観計画区域設定方針

- ①愛南町の景観計画は、そこに住む住民自身が景観の重要性を認識し、景観形成を進め、景観形成を通じた良好なコミュニティの形成や定住魅力の向上を図るものとします。
- ②愛南町の景観計画区域は、今後地元主体で景観形成を図ることにより、良好なコミュニティの形成や定住魅力の向上に資するものと認められる地区を対象に選定します。



5. 良好な景観形成に関する方針

良好な景観形成に関する方針

外泊地区	山出地区
<ul style="list-style-type: none"> 石垣の集落環境に調和する落ち着いた色彩の使用やデザインを検討し、先人の生活文化遺産とも呼ぶべき石垣と平屋の家並みの維持保全を図ります。 既に地元による自主的な保全活動が行われていることから、新たに区域内に建築しようとする大規模建築物について規制誘導を行います。 石垣を積み重ねて形成してきた住宅及び住宅地景観がよく見える視点場からの景観を遮ることがないように、対象建物の建設位置についても一定の判定を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 棚田を含む農村景観について、良好な景観形成を図ることを目的とし、景観に大きな影響を与える大規模な建物の意匠や形態について、周辺環境と調和するよう誘導するものとします。 住民の自主的な保全活動を中心に考え、最小限の緩やかな規制を盛り込むものとします。 周囲との色彩調和を考慮し、建築物や工作物に鮮やかな色彩を用いることを避けるものとします。



6. 景観形成の基準

要素		景観形成の基準	
		外泊地区・山出地区	
建築物・工作物	意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の位置は、建築物の配置状況及び周囲の自然環境を勘案し、連続した家並みと周囲の自然景観の保全に配慮する。 ○勾配屋根の設置など、周囲の家並みと調和したデザインとするよう配慮する。 ○外壁や屋根等の素材は、汚れが目立たないものや退色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した素材を使用するとともに、木材を活用するなど、周囲の家並みとの調和に配慮する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の外壁の色彩は、木材、漆喰、瓦等の塗装を施さない素材と調和した色彩を用いる。 ○アクセントカラーを用いる場合は周囲の景観に配慮する。 ○屋根の色彩は、周囲の家並みとの調和に配慮し、彩度の低い落ち着いた色調を基調とする。 ○色彩については、下表の外観の色彩基準による。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○給水管や配水管などは、外壁面に露出させないようにする。また、電気設備や室外機、屋上の建築設備は目立たないように位置や修景に配慮する。 	
外構	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や通路の境界線上に設置する塀や柵は、周囲と調和した自然素材を活用する。 ○ゴミ置き場や倉庫、物置などの建築附属施設は、低彩度色とするなど集落景観と調和する色彩を基本とし、目立たない位置に設置するように努めるとともに、壁や屋根などで修景するよう配慮する。 		
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○広告物はできるだけ集約化してすっきりとさせるとともに、周辺環境に調和する質の高いデザインとなるよう配慮する。 ○広告物の下地は、周囲の色彩と調和した落ち着いた色調を基調とする。 ○広告物は、建築物と一体化を図ったデザインとなるよう配慮する。 ○建物屋上に設置しない。 		

【外観の色彩基準】

区分	項目	マンセル値		
		色相	明度	彩度
色彩区分	R, Y, G, B, PR	8 以下	8 以下	8 以下
	上記以外	8 以下	8 以下	10 以下

※ただし、上記区分を基準とするが、マンセル基準値内であっても付近一帯の景観にそぐわない場合は指導できるものとします。

7. 届出対象行為

	項目	規模等の基準
建築物	新築、改築、増築又は移転の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積が 500 m² を超えるとき ・行為後の高さが 10m を超えるとき (増築後、当該規模となるものを含む)
	外観の変更 (模様替え・色彩の変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の 1/2 を超えるとき
工作物等	新築、改築、増築又は移転の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後の高さが 7m を超えるとき
土地の区画形質の変更	鉱物の採掘又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採掘、採取面積が 3,000 m² 以上のとき
	土地の形状変更又は土地の造成	<ul style="list-style-type: none"> ・切土又は盛土の高さが 7m を超えるとき ・土地の造成面積が 3,000 m² 以上のとき
	屋外における物品の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 5m を超えるとき又は面積 500 m² を超え、30 日間以上にわたって集積又は貯蔵するとき
備考	上記各事項は、法第 17 条第 1 項に規定する特定届出対象行為とする	

※「特定届出対象行為」とは、景観法第 17 条第 1 項に規定する変更命令の対象となる行為を指します。